

中山間地域等直接支払交付金 平成26年度の実施状況

実施状況の審査検討について

中山間地域等直接支払交付金実施要領 第8の2

都道府県は、交付金の交付が計画的かつ効果的に推進されるよう市町村及び関係団体に助言するとともに、**交付金の交付状況の点検**、**市町村の対象農用地の指定の評価**、**特認地域及び特認基準についての審査検討を行う中立的な第三者機関を設置する。**

1. 対象面積、協定面積、集落協定参加農家数

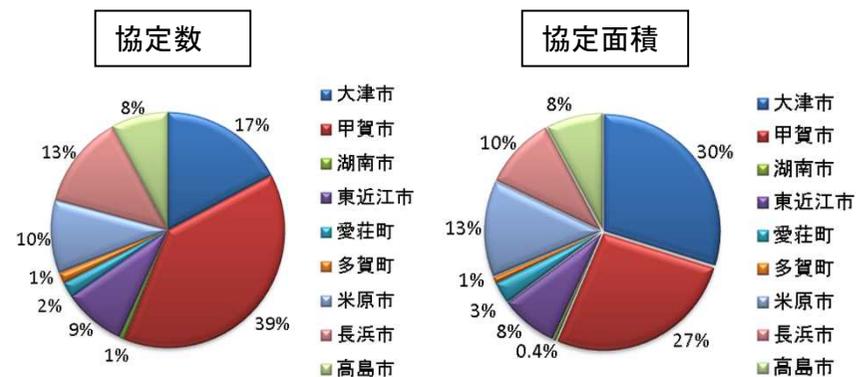
協定農用地の総面積は1,575.6ha（H25は1,570.2ha）で、県内9市町における対象面積2,196.2haの約71.7%でした。

対象面積、協定面積、集落協定参加農家数

市町名	対象面積 (ha)	協定面積 (ha)	協定数			集落協定 参加農家 数(人)
			通常単価 (10割)	基礎単価 (8割)		
大津市	590.4	469.0	24	17	7	1,154
甲賀市	673.4	421.2	54	54	0	847
湖南市	7.1	6.5	1 [1]	1 [1]	0	—
東近江市	127.1	125.0	12	11	1	351
愛荘町	47.6	47.5	3	1	2	86
多賀町	19.6	14.0	2	2	0	35
米原市	264.8	209.3	14	14	0	354
長浜市	220.8	158.8	18	16	2	453
高島市	245.4	124.2	11 [1]	1	10 [1]	164
滋賀県計	(2,196.2) 2,196.2	(1,570.2) 1,575.6	(137 [2]) 139 [2]	(115 [1]) 117 [1]	(22 [1]) 22 [1]	(3,390) 3,444

※滋賀県計の不整合は、各項の四捨五入による
※()内はH25年度の数字

滋賀県内 市町別の内訳

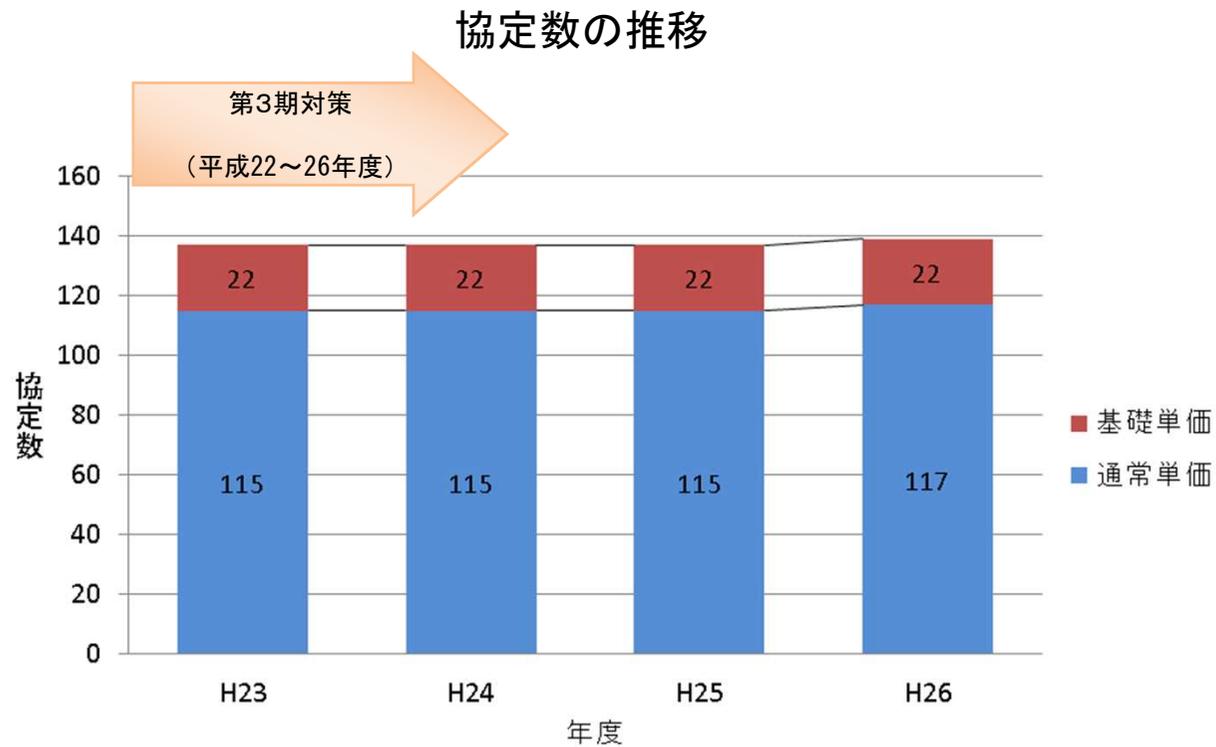


変更項目

- ・大津市で2協定の追加があった
- ・協定数の増などで協定面積が5.4ha増加し、協定参加農家数が54人増加した

2. 協定数の推移

139協定のうち、通常単価で取り組んだ協定は117協定（H25は115協定）、基礎単価で取り組んだ協定は22協定でした。



※H26は大津市で2協定が追加された

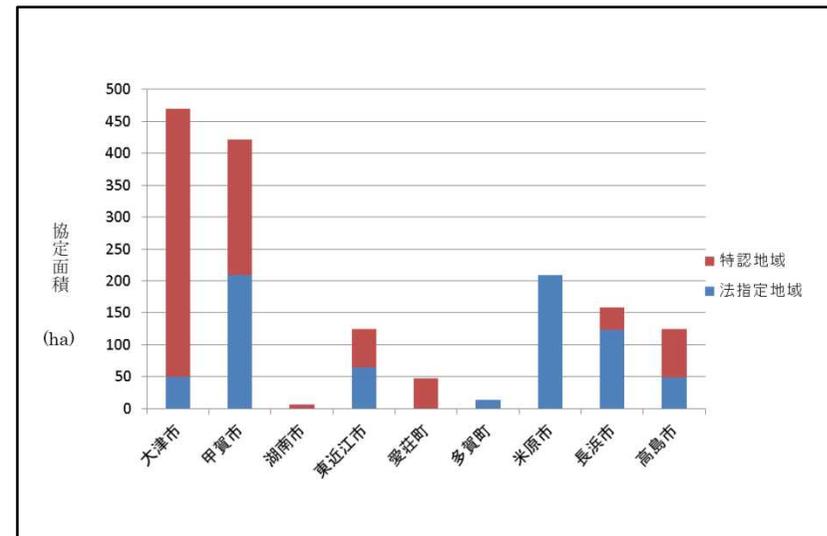
3. 協定農用地の面積

協定農用地の総面積1,575.6haのうち、法指定地域の総面積は718.8ha
特認地域の総面積は856.8haでした。

各市町の協定面積

市町名	協定面積			法指定地域			特認地域		
	田	畑	計	田	畑	計	田	畑	計
大津市	469.0	0	469.0	49.9	0	49.9	419.1	0	419.1
甲賀市	370.5	50.7	421.2	157.8	50.7	208.5	212.7	0	212.7
湖南市	6.5	0	6.5	0	0	0	6.5	0	6.5
東近江市	125.1	0	125.1	64.5	0	64.5	60.6	0	60.6
愛荘町	47.5	0	47.5	0	0	0	47.5	0	47.5
多賀町	14.0	0	14.0	14.0	0	14.0	0	0	0
米原市	209.3	0	209.3	209.3	0	209.3	0	0	0
長浜市	158.7	0.1	158.8	123.6	0.1	123.7	35.1	0	35.1
高島市	124.2	0	124.2	48.9	0	48.9	75.3	0	75.3
滋賀県計	1524.8	50.8	1575.6	668.0	50.8	718.8	856.8	0	856.8

- ※3 法指定地域とは、特定農山村法、山村振興法、過疎法、離島振興法のいずれかに指定された地域
- ※4 特認地域とは、県知事が指定する自然的・経済的・社会的条件が不利な地域
- ※5 滋賀県計の不整合は、各項の四捨五入による



4. 交付金額・使途状況

交付 状況・使途状況 単位:千円

市町名	交付額		割合 (%)	
	共同取組活動	個人配分	(共同 : 個人)	
大津市	92,224	52,510	39,714	56.9 : 43.1
甲賀市	50,536	42,350	8,186	83.8 : 16.2
湖南市	1,366	—	1,366	0 : 100 (個別協定のみ)
東近江市	25,941	22,747	3,194	87.7 : 12.3
愛荘町	3,423	3,423	0	100 : 0
多賀町	1,120	412	708	36.8 : 63.2
米原市	32,128	18,260	13,868	56.8 : 43.2
長浜市	20,984	18,147	2,837	86.5 : 13.5
高島市	17,586	11,090	6,496	63.1 : 36.9
滋賀県計	(244,267)	(174,199)	(70,068)	(71.3 : 28.7)
	245,308	168,939	76,369	68.9 : 31.1

1) 交付金額

協定面積の増加により、245,308千円となりH25年度より1,041千円の増額となりました。

2) 交付金の使途

68.9%が共同取組活動で、31.1%が個人配分でした。

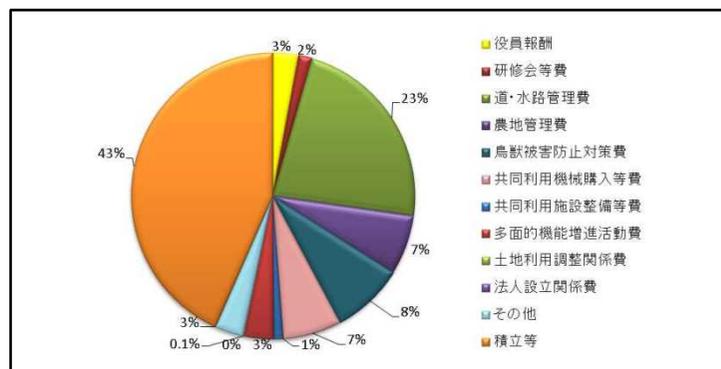
5. 共同取組活動費の使途内訳

共同取組活動費の使途内訳(滋賀県計)

金額:千円、():集落協定数

市町名	共同取組活動費	役員報酬	研修会等費	道・水路管理費	農地管理費	鳥獣被害防止対策費	共同利用機械購入等費	共同利用施設整備等費	多面的機能増進活動費	土地利用調整関係費	法人設立関係費	その他	積立等
大津市	52,510	3,298	3,017	36,942	5,847	2,182	3,000	0	8,216	0	0	5,043	51,749 ※6
甲賀市	42,350	1,360	975	8,697	2,936	6,605	2,536	1,050	0	0	119	3,011	15,061
東近江市	22,747	250	8	5,847	2,550	2,032	3,914	0	0	0	100	0	8,046
愛荘町	3,423	0	0	0	0	2,435	0	0	0	0	0	0	988
多賀町	412	140	0	0	0	272	0	0	0	0	0	0	0
米原市	18,260	865	56	1,015	2,582	3,343	7,622	1,145	19	0	0	124	23,706 ※6
長浜市	18,147	922	0	5,368	1,603	3,347	50	700	0	0	0	273	5,885
高島市	11,091	587	47	788	1,796	1,073	0	0	414	0	0	0	6,386
滋賀県計	168,940	7,422	4,103	58,658	17,314	21,289	17,122	2,895	8,648	0	219	8,451	111,821

※合計の不整合は各項の四捨五入による
※6 前年度以前の積立額も含む



積立等、道・水路管理費、鳥獣被害防止対策費で共同取組活動費全体の75%を占めています

6. 体制整備に向けた取り組み状況

通常単価で取り組む集落協定116協定のうち、114協定がC要件に取り組まれました

市町名	集落協定数	通常単価			
		取組集落数	A要件 (※7)	B要件 (※8)	C要件 (※9)
大津市	24	17	3	0	16
甲賀市	54	54	0	0	54
東近江市	12	11	0	0	11
愛荘町	3	1	0	1	0
多賀町	2	2	0	0	2
米原市	14	14	1	0	14
長浜市	18	16	0	0	16
高島市	10	1	0	0	1
滋賀県計	137	116	4	1	114

【湖南市は個別協定のため非掲載】

※7 A要件の取組内容…協定農用地の拡大、機械・農作業の共同化等

※8 B要件の取組内容…集落を基礎とした営農組織の育成、担い手への集積化

※9 C要件の取組内容…集落や組織による集団的かつ持続可能な体制整備（農業の継続が困難な農地が生じた場合に、その農地を引き受け管理する者を協定で定める）

7. 個別協定の取り組み状況

湖南省と高島市の2地域で個別協定を取り組まれました

市町名	湖南省	高島市
協定締結者	農業生産法人	認定農業者
自作地の有無	無（利用権の設定農地のみ）	有（自作地＋利用権設定農地）
取り組み	<ul style="list-style-type: none">・農業生産活動を5年間以上継続	<ul style="list-style-type: none">・農業生産活動を5年間以上継続・耕作放棄の防止活動（柵、ネット等の設置）・水路の管理・景観作物の作付け

8. 加算措置の取り組み状況

平成22年度から甲賀市の1協定が法人設立に向けた活動に取り組まれているほか、平成23年度から新たに米原市の1協定が規模拡大に向けた活動に取り組まれ、それぞれ加算措置を受けました。

加算措置名	協定数	該当市町名
法人設立加算	1	甲賀市
土地利用調整加算	0	—
小規模・高齢化集落支援加算	0	—
規模拡大加算	1	米原市

- ※1 法人設立加算
農業生産法人または特定農業法人の設立に対し加算。
- ※2 土地利用調整加算
担い手に対し、新たに協定面積の30%以上において利用権設定等を行う集落に対し加算。
- ※3 小規模・高齢化集落支援加算
近隣集落が小規模・高齢化集落の農用地を協定農用地として取り組んだ場合に加算。
- ※4 規模拡大加算
担い手が新たに利用権の設定等を行った対象農用地について、5年以上の期間継続して耕作した場合に加算。

9. 抽出検査の結果について

中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用第11の4に基づき、対象協定の中から抽出し、証拠書類等についての検査を行いました。平成26年度は6市町、11協定で実施しました。

指摘事項

勾配算定根拠が整理されていない。

原因

勾配算定図面と勾配計算資料が別々に保管されているため、統合ができなくなっている。

対応方針

勾配計算資料を表にまとめ、それを勾配算定図面に貼付した根拠資料を作成する。